

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、年々厳しさを増す事業環境に対応し、中長期的な企業価値の向上を図る上で、コーポレート・ガバナンスの整備、強化を経営上の最重要課題の一つであると位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の整備、強化に取り組んでおります。

経営の透明性の確保と意思決定プロセスの明確化、迅速化を図るために、リスク・コンプライアンス委員会に加えて、投資委員会、システム運営委員会を設置し、重要プロジェクトの意思決定プロセスを、事業、財務、法務、監査等の観点から分析、判断、決定する仕組みを構築し、経営の透明性を確保することに努めました。今後も、経営の透明性を確保するための体制構築、整備に注力し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 . 株主総会における権利行使】

当社の株主における、機関投資家及び海外投資家の持ち株比率は低い状況と想定されます。

議決権電子行使プラットフォーム並びに招集通知の英訳は海外投資家比率が高くない為、現時点では実施しておりません。今後、海外投資家比率が高まった場合には株主構成の動向を踏まえ、必要に応じて適切な対応を検討して参ります。

【補充原則1-2 . 2】

当社の株主構成では信託銀行等名義で株式を保有する機関投資家が少ない現状を踏まえて実施しておりません。今後の株主構成の変化に応じて信託銀行等と協議して対応して参ります。

【補充原則2-3 . 3】

当社は、企業の持続的成長におけるコーポレートガバナンスの重要性を確認しております。また、継続的に活動していく過程において、サステナビリティは重要な事項と考えております。経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化・人権の尊重・従業員の健康・労働環境・公正な取引・危機管理などに対応できる体制の構築に努めております。

そして、「お客様を喜ばし、社員を喜ばす」の経営理念に基づき、顧客に対して価値あるサービスを提供することで、社会の発展に貢献してまいります。具体的には、障がい者雇用の促進を行っております。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

当社は、女性の活躍を含む多様性の確保が重要であると認識しています。女性の活躍について、採用や昇格などにおいて性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。

しかし、社内における女性の活躍促進の割合はまだ低率であり、多様性の確保は十分ではないと認識しております。また、育児休業、育児短時間勤務等を積極的に取得するよう働きかけ、女性にとって働きやすい環境づくりに努めて参ります。

【補充原則2-4 . 企業の中核人材における多様性の確保】

当社は、女性・中途採用者に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。また管理職への登用を行っております。

今現在外国従業員はおりませんが、採用後も区別なく実力や成果に応じた評価をしていくと致します。中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に関しましては、当社では本社と全国に56ヶ所の営業所があり、そして7つの地域(エリア)に分けており、各責任者を将来的な幹部候補として育成計画を実行して参ります。

また、女性全体の管理職につきましては現在、9.1%ですが2025年には10%目標を目指して努めて参ります。

【補充原則3-1 . 開示書類の英文化】

現状、海外投資家の比率が低い為招集通知の英訳を採用しておりませんが今後、株主構成の変化状況に応じて検討して参ります。

【補充原則4-1 . 中期経営計画と株主に対するその説明】

当社は、現段階では中期経営計画を開示しておりませんが、今後の検討事項として取締役会や経営会議等で、掲げた経営理念の実現のためにも会社の持続的成長と中長期的な企業価値を高めるために随時議論を重ねております。

また、決算説明会や株主総会では現状のみならず、新たな計画の決定、企業戦略の方向性や中長期のビジョン等を速やかに説明実施いたします。

【補充原則4-2 . 客観性・透明性ある手続に従った報酬制度の設計】

当社取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬等総額の限度内において決定しております。

具体的には、当社取締役の報酬は当該方針を反映し策定された取締役会報酬規程に基づき算出される月例の基本報酬(金銭報酬)により構成されており、各取締役の基本報酬は、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

当事業年度中に当社の取締役に対して支払われた報酬の総額(6名計)は152,569千円となります。(業績連動報酬等・非金銭報酬等はございません。)

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役を1名選任しており、独立した立場からの助言機能・監督機能を果たしてもらっていることから、現状では3分の1以上の独

立社外取締役を直ちに選任する必要性はないと考えており、独立社外取締役を3分の1以上選任することが望ましいか否かについて、取締役会の果たすべき役割・責務とあわせて、中長期的に検討し続ける予定であります。

【補充原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

現時点では筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、常勤の社内取締役と社内監査役が窓口となっており、独立社外取締役との間で定期的に意見交換を実施する等、取締役会、監査役会との必要な連携を図っております。

【補充原則4 - 10 . 指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会の設置】

当社は監査役設置会社であり、独立社外取締役の数は取締役会の過半数に達しておりませんが、代表取締役社長をはじめとする取締役との定期的な意見交換の場を設けるなど、各取締役との連絡・調整、監査役会内での連携が十分に行える体制を構築し、独立社外取締役が専門性や経験等を十分に発揮できる環境等の整備に努めております。

また、後継者計画としましては経営計画書にて策定しており、取締役会で検討し合理的な評価を行っております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は当社の各事業分野に精通した各取締役(男性5名、女性1名)と常勤監査役1名の他、税理士1名と弁護士1名で独立社外監査向上に貢献する資質を備えているかを基準として、取締役会にて社外監査役2名を選定しており、財務・会計・法務に係る十分な知見を有しております。

社外取締役と社内取締役、社外監査役を含む監査役会は意見交換、取締役会の議題設定や各取締役・監査役の発言状況などの分析により、取締役会の実効性評価と向上を図っております。

【補充原則4 - 11 . 取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の機能向上を図るほか、取締役会の役割や改善点等について、社外取締役から意見・助言をいただいております。本原則を踏まえた実質的な対応は行っております。今後、取締役全体の実効性にかかる具体的な(アンケート等)分析・評価を開示していく手法などにつきましては検討してまいります。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

IR活動は経営企画室が主管しており、必要な情報は各部門から収集して、経営企画室で取りまとめております。

株主総会や決算説明会での質疑応答の他、投資家からの電話、メールでの問い合わせ対応、ホームページの企画、運営などを通して当社に対する理解度向上に努めております。

【補充原則5 - 1 .】

当社では株主総会や決算説明会にて、代表取締役社長が説明の上、質問やご意見に対しご回答させていただいております。

また、株主との対話(面談)の対応は、主に経営企画室にて行っておりますが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、合理的な範囲で個別に対話を実施することがあります。

【原則5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中長期経営計画の開示はしておりませんが、経営計画書や経営戦略を策定し、毎月毎に行われる経営会議にて経営や事業に関する戦略とともに、売上高、営業利益等の計数目標を掲げることで、株主への理解が促進するように努めております。その実現に向けた各種施策も併せて株主総会や決算説明会等において説明をすることとしております。

また、事業環境、業績の推移や資本コスト、その時々々の社会情勢・経済情勢を踏まえて適宜見直しをすることとし、変更が生じたときには、株主総会や決算説明会等において説明する事としております。

【補充原則5 - 2 .】

事業ポートフォリオは、経営理念に基づき経営戦略を策定した上で代表取締役社長、社内役員が定期的に見直しの立案をし取締役会へ付議して、これを適切に執行することを基本的な方針の元、各部門に伝達し業績向上に努めております。

今後、新たな事業を展開し事業ポートフォリオが増加した場合には、新事業の戦略策定・公表に当たって進出・撤退等の経営判断に係る基本方針等の開示の検討をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、上場株式の保有について政策保有株式の縮減を念頭に置き、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮る事とし最小限の保有としております。

また政策保有株式に関する議決権行使については、当該企業の株主総会議案が、保有目的の実現を妨げるものでないか、当社との取引関係に支障をきたす内容ではないか等を確認した上で賛否を判断しております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引につきましては取締役会での審議・決議を要する旨、取締役会規則に定めております。

また、各取締役に対して1年に1回、関連当事者取引の有無について、書面による確認を行っております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、アセットオーナーとしての立場で企業年金積立金の運用を行う予定はなく財政状態への影響はございません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

()経営理念、経営戦略、経営方針を当社ホームページ(<https://www.youji.co.jp/company/philosophy.html>)や決算説明会資料等に掲載開示しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ホームページ(https://www.youji.co.jp/contents/ir/ircontents/middle_course.html)にて、コーポレートガバナンスに関する当社の取り組みを、当社ホームページ(https://www.youji.co.jp/pdf/approach_to_cgc.pdf)にて、開示しております。

()役員の報酬等はコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

()取締役候補については、当社の持続的な発展と企業価値の向上に貢献する資質を備えているかを基準として選定及び指名することとしております。監査役候補については、当社の健全な発展と社会的信用の向上に貢献する資質があり中立的、客観的に監査を行うことが出来るかを基準として監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定しております。

なお、役員の選解任理由については、株主総会招集通知に開示しております。
()取締役、監査役の候補者の指名は定時株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3 - 1 .サステナビリティについての取組み】

当社は、持続的な企業価値の向上に向け、人的資本と知的財産は経営戦略には欠かせない要因の一つと考えております。経営戦略とサステナビリティ基本方針は当社のホームページ(<https://www.youji.co.jp/company/philosophy.html>)にて開示しております。

人材は、資金とは違い心や意思がある資本であり、ただ業務を命じたり、人材戦略の内容を通知したりするだけでは動かず、従業員に対して会社の存在意義や、どのような社会課題の解決を目指すのか等について、積極的に発信し対話すべきであるとして、会社目標・経営理念を掲げております。

また、当社は知的財産として新たに生み出された幼児体育指導の技術やアイデア、蓄積された指導技術やお客様(幼稚園、保育園、こども園)に対しての営業上の情報やノウハウといった価値を生み出すための投資として指導研究、研修や勉強会等を行っております。

経営戦略と人材戦略を連動させたいうで、人材の採用、育成、維持に関する情報は従業員に加え、投資家の皆様に向けて発信する事にも大きな意義があると考えております。

【補充原則4 - 1 .経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は『取締役会規則』において、取締役会で審議が必要な決議事項及び、取締役会に報告すべき報告事項を定めており、取締役会で経営理念(方向性)を決議し、経営陣にはその経営理念に対して具体的な行動計画のもと、実行を委任します。それ以外の事項については、執行部門に委任することによって、経営陣は各職務の執行についての進捗状況を取締役に報告する体制となっており、事業執行のスピードアップを図っております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める社外取締役の独立性基準をもとに、当社独自の独立性基準を策定し、候補者として選定し開示しております。

【補充原則4 - 11 .取締役会の多様性に関する考え方等】

当社取締役会は各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行しております。

取締役の選任に関しては、当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず幼児教育業界の更なる発展に貢献することができる人物であること、問題を的確に把握し他の役員と協力して問題を解決する能力があること、また、社外取締役については東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務等の豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、取締役会にて候補者の選任を行います。

なお、取締役のスキルマトリックスは当社ホームページ(https://www.youji.co.jp/pdf/director_skill_matrix.pdf)にて開示しております。

【補充原則4 - 11 .取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他社での兼任状況は、事業報告、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じて、毎年開示を行っております。取締役会への出席率は高く、業務に専念できる合理的な範囲での兼任であると判断しております。

【補充原則4 - 14 .取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対し経営理念、経営計画、経営戦略、当社の沿革、事業概要、進行中の新規事業等の理解のため、代表取締役社長から直接説明を受ける研修や勉強会の実施や、外部の公認会計士による勉強会を毎月一回実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社山善	3,962,000	36.68
株式会社UHPartners 2	1,085,300	10.05
山下明子	1,020,160	9.44
光通信株式会社	808,800	7.49
コスモ従業員持株会	643,943	5.96
山下孝一	304,560	2.82
株式会社エスアイエル	263,700	2.44
アイザワ証券株式会社	208,000	1.93
東京中小企業投資育成株式会社	200,000	1.85
広田照彰	163,600	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

- ・上記「大株主の状況」は、2022年3月31日現在の状況です。
- ・上記の割合は発行済株式の総数から自己株式を控除した株数により算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社及び上場子会社は有しておりませんので、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大野俊一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野俊一		1992年10月 青山監査法人(Pricewaterhouse)入所 1998年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2002年7月 株式会社リンクアンドモチベーション入社 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社リンクアンドモチベーション取締役 ディーンモルガン株式会社取締役 株式会社a2media取締役 オープンワーク株式会社取締役	招へいの理由 当社の事業内容をよくご理解いただくとともに、取締役としての豊富な経験から経営上求められる判断力、見識などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけると判断したためであります。 独立役員の指定理由 当該社外取締役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがって、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告及び説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査するとともに、計算書類等について検証しております。また会計監査人に対する監査報酬については、取締役管理本部長の説明を受け、監査役会として同意しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
曲淵博史	税理士													
山崎正俊	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
曲淵博史		1992年9月 三尾公認会計士事務所入所 1995年12月 曲淵博史税理士事務所開設 代表(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グローバルパワー社外監査役 甲府倉庫株式会社社外監査役 株式会社CLホールディングス(旧株式会社レグス)社外監査役	招へいの理由 税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したためです。 独立役員の指定理由 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがって、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
山崎正俊		1978年8月 司法試験合格 1979年4月 司法研修所入所 1981年4月 日本弁護士連合会・東京弁護士会入会 1982年4月 山崎法律事務所開設 代表(現任) 2009年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日宣取締役	招へいの理由 弁護士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 独立役員の指定理由 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがって、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

ア. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容

- 当社取締役会が決議した、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する主な基準は、概ね以下のとおりであります。
- ・ 当社の業務執行者(監査役以外の役員および使用人等)でないこと
- ・ 当社の主要な取引先またはその出身者でないこと
- ・ 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
- ・ 当社が寄附を行っている先またはその出身者でないこと
- ・ 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計、法律等の専門家でないこと
- ・ 最近において、上記5項目に該当していた者及びその二親等以内の親族でないこと

イ. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

監査役3名のうち1名は弁護士、1名は税理士等有識者である社外監査役で、社外のチェック機能としてこれら社外監査役による監査の実施と、取締役会への出席により各種助言・提言が受けられる体制となっておりますが、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化や専門知識、経験及び意思決定の妥当性の確保の為、2015年6月23日開催の定時株主総会で社外取締役1名を選任しております。経営に対する監視機能をさらに強化する体制については、整備、構築していく方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する長期的な企業価値向上への意識を高めるインセンティブとして、2004年12月13日臨時株主総会決議により旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、従業員に対する業績向上への意欲をかきたてさせるインセンティブとして、2007年2月6日臨時株主総会決議により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。
・ 取締役の報酬等の総額等
当事業年度中に当社の取締役に対して支払われた報酬の総額は、以下のとおりであります。
取締役に対する報酬額(6名) 152,569千円(業績連動報酬等・非金銭報酬等はありません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社の取締役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等
(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月5日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

(ロ) 決定方針の内容の概要

当社は創立以来「未来を背負う子供たちの為、日本社会人類世界に貢献する」を会社目標とし、その目標を実現するため、人を喜ばす社風が売上利益を生み出す源泉となる会社を目指し、人間として正しいか正しくないかを経営判断とし、社員と心をつなげて経営に携わっており、個々の取締役の報酬水準の決定にあたっては、人材の採用・育成・自己実現を通して、生きがいや働きがいという人間の心の豊かさを求めることができるよう、物心両面の幸福を追求した報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当社取締役の報酬は、当該方針を反映し策定された取締役会報酬規程に基づき算出される月例の基本報酬(金銭報酬)により構成されており、各取締役の基本報酬は、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。(業績連動報酬等・非金銭報酬等はございません。)

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額のうち、個人考課で決定される年次の加算額についてであり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会で各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等について協議を行い、代表取締役社長は当該協議の内容を踏まえ決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専門部隊を構成しておりませんが、定期的開催される監査役会での協議を通じて、常勤監査役を中心とした円滑な情報収集がとられる体制を確保しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社では相談役や顧問は設置していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 企業統治に関する事項

ア. 取締役会

代表取締役社長 山下孝一が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 広田照彰、取締役 川田伸、取締役 久賀満雄、取締役 山下明子、取締役 大野俊一の取締役6名(有価証券報告書提出日現在、うち社外取締役1名)から構成される会議体であり、当社の事業戦略、事業計画及び予算をはじめとする当社の経営に関する重要事項について審議・決定しております。より広い見地からの意志決定の実施、業務執行の監督を図るため社外取締役を参加させております。

イ. 監査役会

当社は、会社法の規定に基づく監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役 川口弘之、監査役 山崎正俊、監査役 曲淵博史の監査役3名(有価証券報告書提出日現在、うち社外監査役2名)で構成されております。

監査役会は、経営の適法性について総合的に監査する機関として、定期的開催することを原則とし、適宜、取締役の業務執行状況について把握できる体制を確保しております。また各監査役は、取締役会に出席して経営の意思決定の過程を監視・監督するとともに、必要に応じて助言・提言を行うこととしております。

ウ. リスク・コンプライアンス委員会

代表取締役社長 山下孝一が委員長を務めております。委員は、総務部担当取締役、経営企画室長、内部監査室長、常勤監査役の4名とし、委員会は、委員長、委員及びテーマに関連する部署の部長によって構成されております。法令の遵守に関する重要事項について、審議、決定しております。また、リスク・コンプライアンス委員会での討議内容を社外取締役及び社外監査役に報告する仕組みとなっております。

エ. 投資委員会、システム運営委員会

投資委員会は、代表取締役社長、事業部掌管取締役、管理本部担当取締役、常勤監査役、事業部長、経理部長、経営企画室長で構成され、代表取締役社長を議長とし、重要な投資案件に関する事項について審議し、取締役会に報告しております。また、システム運営委員会は、事業部掌管取締役、管理本部担当取締役、常勤監査役、情報システム室長、ユーザー担当部門長、経理部長で構成され、代表取締役社長を議長とし、システム投資案件について審議し、取締役会に報告しております。

オ. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、内部監査室長1名が、監査責任者として実務に当たっております。内部監査の具体的な手続は、内部監査規程に基づき、次のとおり実施されております。

- a. 内部監査室長は、監査計画に基づき被監査部門に対して内部監査を実施します。
- b. 内部監査の実施を受けて、内部監査室長は監査調書を作成し、この監査調書及びその他の資料に基づき内部監査報告書を作成、代表取締役社長あてに提出します。
- c. 代表取締役社長は、提出された内部監査報告書の内容を把握し、必要に応じて改善指示を出します。その後、この改善指示は、内部監査室長が作成した改善指示書を通じて、被監査部門の長に通知されます。
- d. 被監査部門の長は、改善指示書に記載された要改善事項について措置を講じ、その結果について改善状況報告書を作成します。作成した改善状況報告書は、改善指示書にある提出期限までに、内部監査室長を通じて代表取締役社長に提出されます。
- e. 代表取締役社長及び内部監査室長は、被監査部門から提出された改善状況報告書の内容について協議検討し、必要な場合は臨時監査等の追加措置を講じます。

カ. 監査役監査

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名が定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。常勤監査役は、取締役会以外の社内の重要会議にも出席し、また、重要書類等の閲覧や役員への質問を通して、十分な情報を入手した上で経営全般に関して状況を把握しております。また、社外監査役は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。なお、各監査役はそれぞれ得意な専門分野を有しており、適切な業務分担のもとに厳正な監査が実施されております。

(2) 会計監査の状況

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、定期的監査のほか会計処理にまつわる事項について随時協議、確認をし、適法かつ適正な処理に努めております。

- a. 監査法人の名称
PwC京都監査法人

- b. 継続監査期間
6年間

- c. 業務を執行した公認会計士
若山 聡満
岩瀬 哲朗

- d. 監査業務に係る補助者の構成
会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士1名、その他8名となります。

- e. 監査法人の選定方針と理由
会計監査人の選定及び評価に際しては、監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、審査体制が整備されていることに加え、監査計画並びに監査費用の妥当性等を勘案し、総合的に判断しております。

- f. 監査役会による監査法人の評価
監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視・検証しており、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

(3) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに累積投票によらない旨定款に定めております。

(4) 役員の報酬等

当社の取締役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、当社の監査役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役6名(うち社外取締役は1名)、監査役3名(うち社外監査役は2名)により構成されております。

また当社は会社法の規定に基づく監査役会制度を採用し、経営監視機能の円滑な運営に努めるとともに、リスク・マネジメントの主管としてリスク・コンプライアンス委員会を、重要プロジェクトを管理する機能として、投資委員会、システム運営委員会をそれぞれ設置し、会社を取り巻く事業上のリスクに対して、組織的に迅速かつ的確に対応できる体制を確保することに努めております。

当社は、取締役6名(うち社外取締役は1名)で構成される取締役会を経営の最高意思決定機関として位置付けております。社外取締役と監査役会を経営監視機能を果たす機関と位置づけ、リスク・コンプライアンス委員会、投資委員会、システム運営委員会を通じて意思決定プロセスの透明性・適格性の向上を図ることで、有効な経営システムを構築、維持できるものと認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避することにより、来場に便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算並びに第2四半期決算を基準とした説明会を適宜開催することを基本方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを設け、投資家の皆様に役立つ情報を適時掲載できるよう努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	株主・投資家の意見を拾い上げられるよう、IR専門サイトにおいて「お問い合わせコーナー」を設置しております。また、お問い合わせに対する回答は迅速に対応できるよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引防止規程を制定し、内部者取引の防止に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進という観点から、当社における企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化に努めております。当社における内部統制システムは、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

また内部統制の有効性及び妥当性については、内部監査室を設置し、当社及び子会社における内部監査を実施しております。内部監査室はその業務遂行について、代表取締役社長及び監査役会の指示に従っております。内部監査の結果については、代表取締役社長及び監査役会に対して報告が行われております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引及びいかなる関連をも排除することを基本方針とします。

- ・ 総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、その責任者を総務部長といたします。
- ・ 新規に取引を開始または取引を継続する場合には、信用調査等を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認する等の対策を徹底いたします。
- ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。
- ・ 反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制を構築し、対応マニュアルを整備いたします。
- ・ 反社会的勢力の排除に向け、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 開示手続

当社は、情報開示担当役員を選定し、株主及び投資家の皆様にタイムリーかつ公平な情報開示を行います。当社は、開示対象となる情報については速やかに株式会社東京証券取引所へ開示を行います。また、報道関係者に対しても同様の開示を行い、開示した情報については当社ホームページにも掲載いたします。

なお、開示に当たっては、必要に応じて証券会社、監査法人、弁護士等と協議を行い、関連諸法令に則り適時適切な情報の提供を行います。

(2) 決定事実の開示

取締役会にて付議される議案については、開示資料を作成する経営企画室担当者に対して、取締役会の開催前においてあらかじめ回付されます。経営企画室担当者は、重要な決定事実に該当する議案について、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討して開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、取締役会での承認後、速やかに株式会社東京証券取引所の開示情報登録の手続きを行います。

(3) 発生事実の開示

当社の経営にとって重要な事実が生じた場合には、役職員は速やかに経営企画室へ報告します。経営企画室は、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁を得た上で、速やかに株式会社東京証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

(4) 決算情報の開示

決算情報については、経理部及び経営企画室が、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し、数値情報及び定性的情報に基づき開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁あるいは取締役会での承認後、速やかに株式会社東京証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

幼児活動研究会株式 コーポレート・ガバナンス体制

